

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	総務部 収納課	
契約締結年月日	令和6年4月1日	
業 務 名	尾張旭市市税収納業務委託	
業 務 の 概 要	市民税・県民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）及び国民健康保険税をコンビニエンスストア及びスマートフォン決済アプリで収納するための収納業務の委託	
契約金額（税込）	基本料金 月額5,000円 × 12月 × 1.1 = 66,000円 収納手数料 73円/件 × 67,000件 × 1.1 ÷ 5,380,100円 予 定 金 額 66,000円 + 5,380,100円 = 5,446,100円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	三菱UFJニコス株式会社	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 （該当する□欄に印をつけること）	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	平成21年度から市税コンビニ収納を導入するにあたり、プロポーザル方式で業者選定をし、その業者の技術仕様に合わせた収納電算システム等の改修をしており、他業者では対応できないため。また、令和2年度から委託しているスマートフォン決済アプリを用いた収納についても、現行電算システム等の仕様を用いた運用が可能となる唯一の業者であるため。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、総務部 収納課です。